

令和5年第二回定例会一般質問の報告について

報告事項第1号  
令和5年第7回臨時会  
R5年7月25日 庶務課

質問議員			質問		答弁概要	備考	
No.	会派	質問者	項目	要旨			
1	自民党 豊島区議団	芳賀 竜朗	2. 学校給食費の無償化について	(1)	学校給食費無償化実施の経緯について	学校給食の無償化を実現するためには、安定的に給食運営を行うための多額の財源を継続して確保していく必要があることから、区では、これまで国や他自治体の動向などを注視しつつ、慎重に検討してきた。本来、国が行うべき区立小中学校給食費の無償化に向けた検討が動き出したことを踏まえ、長引く物価高騰による子育て家庭への影響を鑑み、区において先行実施することを決断した。	学務課長
				(2)	学校現場の事務負担に留意することについて	今回の無償化は、働き方改革の観点から教職員の事務負担の軽減も見込まれ、教職員が子どもたちと向き合う時間の確保につながるものと考えており、校長会においてもそのような意見が出たと報告を受けている。今後、9月からの開始に向けては、学校現場の声を十分に聞き取りつつ、できるだけ円滑に実施できるよう、準備を進める。	学務課長
				(3)	安定財源確保のために国に自治体への支援を行うよう強く働きかけることについて	これまで、学校給食費の無償化に必要な財源措置を国に求めるよう、豊島区として特別区長会に提案し、本年2月、特別区長会の国に対する予算要望案に盛り込まれたところである。今後も引き続き、あらゆる機会を捉え、国に対して、早期に、国の責任において無償化を図るよう求めていく。	学務課長
			3. 中学生の放課後支援について	(1)	不登校の児童・生徒数の推移及び原因の分析について	コロナ禍が始まった令和2年度の区内の不登校児童数は81人、同じく生徒数は117人。2年後の令和4年度には、児童数が135人、生徒数が206人となり2年間の増加率はそれぞれ1.67倍、1.76倍となっている。 不登校になる原因は、友達関係や親子の関わり方など多岐にわたるが、文部科学省の調査分析でも言われているように、本区においても、対人関係を築くのが苦手な児童・生徒が、コロナ禍で休校が続いたことなどで、休むことへの抵抗感が薄くなってしまったことが増加の一因と考えている。	放課後対策課長
				(2)	「にしまる一む」のような中学生の居場所設置に至った経緯について	中学生の教室外支援については、これまでも適応指導教室などの不登校対策や、校外設置型の居場所である2か所の中高校生ジャンプがあるが、中学生が放課後に気軽に立ち寄れる居場所がほとんどなかった。そこで、新たな居場所づくりを行うため、子ども家庭部と連携し、公民連携となる事業を開始するに至ったものである。	放課後対策課長
				(3)	「にしまる一む」のこれまでの施策との違いや特徴について	「にしまる一む」は、校内設置型の居場所としては本区初の取組であり、公民連携による運営が特徴である。 運営はNPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワークが行い、イケア・ジャパン株式会社には家具の寄付という形で支援をいただいている。さらには、地域の皆様も「にしまる一む応援団」となってサポートいただくなど、教員の負担を増やさない方法で事業を進めていく。	放課後対策課長

質問議員			質問		答弁概要	備考		
No.	会派	質問者	項目	要旨				
				(4)	オープン後の「にしまる一む」の実績について	<p>開催日は火曜日で、5月23日のオープン時には41名が参加。初めて2部構成で実施した2回目の6月20日には、70名の生徒が参加してゲームに興じながら、仲間同士やスタッフと楽しそうに話をしていたが、それぞれの悩みや将来の希望を語ってくれる場になってくれることを期待している。</p> <p>なお、2回目の第1部に、教員から「にしまる一む」を紹介された不登校生徒が1名初めて参加した。これは、学校と連携できる校内設置型のメリットが活かされた例だと考えている。</p>	放課後対策課長	
				(5)	「にしまる一む」設置の準備過程及び運用における課題並びに設置効果の測定について	<p>部屋の形態や運営方法が課題である。もともと教室ではないオープンスペースであるため、可動式のパーテーションを設置して、開閉が可能な形で運営を始めたが、今後、生徒たちの意見を聞きながら、運営方法も含め使いやすい居場所になるよう検討していく。</p> <p>また、設置効果の測定については、参加人数や教員・保護者の意見を把握するだけでなく、何より本事業では、「どのような生徒がどのような気持ちでいるのか」を把握することが重要だと考えているので、子どもの心の内をどれだけ広く、深く聞くことができたかで効果を測っていく。</p>	放課後対策課長	
				(6)	中学生の放課後支援の今後の展開について	<p>全ての中学生に充実した放課後の時間をすごせるよう支援するため、本区では、部活動の改革、居場所づくり、学習支援の3つの取組を一体的に進めていく。</p> <p>現在の中学生の状況は多様で、自分が何をやっていいかわからずに居場所が無い、或いは足りないと感じている生徒や、放課後の学習支援を必要としている生徒がいるため、個々の生徒に適した対応が必要であると考える。</p> <p>こうした取り組みを教育委員会や地域の皆様のご支援により進めることで、教員の働き方改革も併せて進めていく。</p>	放課後対策課長	
				7. その他	(1)	今後の学校改築においても、学校施設との複合化について検討するのかについて	改築校の立地条件や周辺の区施設等の状況を踏まえ、区長部局との連携を図りながら、今後も検討していく。	学校施設課長
					(2)	仮校舎確保ができず改築の見通しが立たない朋有小学校周辺エリアの学校改築を検討することについて	改築を進めていくためには仮校舎が必要不可欠。実現可能な仮校舎の確保に向けた検討を進め、令和8年度に予定している学校施設等長寿命化計画の改定時にはお示ししたい。	学校施設課長
					(3)	次回の改定に向けて、現時点でどのような考えを持っているかについて	現時点では千川中学校の改築で仮校舎として利用する学び舎いすをはじめ、貸付期間が終了する見込みである旧朝日中学校、旧真和中学校などの仮校舎用地の今後の活用について具体的な検討を進めていくとともに、仮校舎用地がないエリアでの用地確保について、また当面の間、改築が困難な学校における長寿命化改修の考え方などについて整理しながら、検討を重ねていく考えである。	学校施設課長
2	公明党	高橋 佳代子	1. 区長の区政運営の方針について	(6)	区立小中学校における給食費無償化の実施概要について	<p>学齢期の子どもがいる保護者の経済的負担を軽減し、安心して子育てできる環境づくりをさらに推進するため、9月から区立小中学校すべての児童・生徒の給食費を無償化することを決断した。追加で必要となる経費約4億4,400万円については、今定例会の補正予算案に計上した。今後、9月からの開始に向け、準備を進めるとともに、国に対しては、早期に、国の責任において無償化を図るよう求めていく。</p>	学務課長	

質問議員			質問		答弁概要	備考	
No.	会派	質問者	項目	要旨			
			4. 暑さ対策について	(5) 区立小中学校における暑さ対策の考え方について	<ul style="list-style-type: none"> <li>冷水を給水できるスタンドの設置については、現在、全ての区立小中学校に冷水器が設置されている。</li> <li>全ての学校の教室、体育館にエアコンが設置されており、室内の暑さ対策をするとともに、屋外での学習については、帽子の着用、水分補給などを指導したり、熱中症計で熱中症指数を把握し、活動の中止を判断するなど必要な対応を行っている。</li> <li>子ども達が自身の健康に気を付けるよう指導するとともに、快適で安全な環境での学習ができるよう、今後も安全管理に努める。</li> </ul>	指導課長	
3	立憲・れいわ	さくま 一生	2. 特別支援教育について	(1)	「インクルーシブ教育」とは障がいの有無によらずすべての子どもが自分の住む学区の学校に通い、合理的配慮を受け、その子の可能性を伸ばす教育を実現することであるかについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>私が考えている「インクルーシブ教育」は、障害の有無によらず、すべての子ども達の人格と個性が尊重され、自分の可能性を最大限伸ばすことができる教育である。</li> <li>『すべての子どもたちが自分の住む学区の学校に通う点』については、日本の教育の現状ではまだ難しく、通常の学級と特別支援学級、特別支援学校等の間を自由に行き来しながら、合理的な配慮を受けて学ぶことのできる多様な場を構築する段階と受け止めている。</li> <li>特別支援学級や特別支援学校等での学びを生かし、通常学級での交流及び共同学習を充実させ、子どもたちが、将来の共生社会の担い手に必要な資質・能力を身に付けられるように取り組む。</li> </ul>	指導課長
				(2)	区における「インクルーシブ教育」に向けた教員や教室のやりくりも含めた手順と段階について	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援学級の教員や特別支援教育指導員の配置、教室の整備については、基準に従い適切に進めている。</li> <li>通常学級においても、支援が必要な子どものために、学級運営補助員、スクールスキップサポーター、授業づくり支援員等様々な人員を配置している。</li> <li>教育委員会として、さらなる交流及び共同学習の充実を目指し、配置の拡充を図る。</li> </ul>	指導課長
				(3)	区の特別支援教育指導員の応募資格を東京都公立学校特別支援教室専門員と同等にすることについて	本区の特別支援教育指導員は、教員と協力して授業に関わることも多いため、教員免許を採用条件としてきた。今後は、現下の雇用状況を踏まえ、子供の多様なニーズに答えていくためにも応募資格の変更を考えていく。	教育センター所長
				(4)	特別支援教育指導員確保のために、特別支援学校教員免許を取得した学生で教員採用試験に通らなかった学生を国際アート・カルチャー都市豊島区を前面に打ち出して広く全国的に募集することについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別な支援を必要とする児童・生徒への支援を充実させるためには、特別支援教育に関する知識・技能を身に着けた人材を確保することも重要と考えている。</li> <li>特別支援教育指導員については、現在、区のホームページ等で募集しており、関東地方ではあるが都外からの応募もある。今後、国際アート・カルチャー都市としての豊島区の魅力を人材確保につなげられるよう、情報発信等の工夫を図っていく。</li> </ul>	教育センター所長
				(5)	区の公立学校における補助員の数と属性について	人数は、6月1日現在、39人となっている。属性については、教員免許を有している方が半数以上、心理士や保育士の資格を有している方が数名いる。特にそのような資格を有していない方も10名程度採用している。また、約9割の方が40歳以上であり、可能な範囲で、豊島区立学校の子供たちを支援したいという思いでご勤務いただいているものと認識している。	教育センター所長

質問議員			質問		答弁概要	備考	
No.	会派	質問者	項目	要旨			
			3. 教育センターについて	(6)	意欲と能力のある補助員の待遇を特別支援教育指導員並みに変更することについて	学校に関わる多くの会計年度任用職員について、現在、教育部内で、職務内容の見直しや新しい職の設置について検討している。学級運営補助員として勤務している方の中には、扶養の範囲内の収入を希望している方もいる一方で、意欲と能力のある方もいるので、そのような実態を踏まえ、待遇の在り方について検討していく。	教育センター所長
				(1)	就学相談員の資格、一人当たりの受け持ち相談者数並びに過剰な負担になっていないかの所見について	一人当たりの受け持ち件数については、実際は就学相談員同士で役割分担をしているが、令和4年度は平均して約71.8件だった。就学相談の申込件数は増加傾向にあり、面談や発達検査等の業務も増えているが、一方で、電子申請化などにより、業務の効率化も進めてきている。いずれにしても過剰な負担とならないよう、今後も十分考慮していく。	教育センター所長
				(2)	就学相談員が互いの事例や悩みを分かち合うシステムやスーパーバイザーの必要性について	月1回程度の定例会の他、就学相談委員会ごとの事前打合せの際に、事例や悩みについて共有しており、今後継続していく。また、現在、ベテランの心理職の職員がスーパーバイザーの役割を担っているが、継続して組織的に対応できるように態勢についても検討していく。	教育センター所長
				(3)	相談業務に就いた後のトレーニングの重要性について	業務開始後のトレーニングは重要であり、教育センターでは、外部講師を招聘して、子供の心理や発達に関する内容など、職員向けの研修会を実施しており、また、研修内容を基に、職員同士で協議する機会を設けるなど、年間を通して職員の資質の維持・向上を図っている。	教育センター所長
4	都民ファーストの会・国民	細川 正博	2. 子育て支援策	(1)	区立小中学校の給食費無償化に踏み込んだ経緯について	学校給食の無償化を実現するためには、安定的に給食運営を行うための多額の財源を継続して確保していく必要があることから、区では、これまで国や他自治体の動向などを注視しつつ、慎重に検討してきた。本来、国が行うべき区立小中学校給食費の無償化に向けた検討が動き出したことを踏まえ、長引く物価高騰による子育て家庭への影響を鑑み、区において先行実施することを決断した。	学務課長
				(2)	給食費無償化にあたっての学校現場の事務負担等の課題について	今回の無償化は、働き方改革の観点から教職員の事務負担の軽減も見込まれ、教職員が子どもたちと向き合う時間の確保につながるものと考えており、校長会においてもそのような意見が出たと報告を受けている。今後、9月からの開始に向けては、学校現場の声を十分に聞き取りつつ、できるだけ円滑に実施できるよう、準備を進める。	学務課長
				(3)	給食費無償化実施による教職員や校務支援員の給食事務負担の軽減について	今回の給食費の無償化実施により、給食費についての学校が行う保護者からの徴収管理及び滞納管理業務はなくなる。令和2年度の実態調査で試算をすると、小学校全体で約3,520時間、1校当たり約160時間、中学校全体では、約130時間、1校当たり約16時間捻出できるようになり、教員が子供たちのために充てられる時間は増えるものと認識している。	教育施策推進担当課長
				(4)	教職員の負担軽減のため、私費会計業務の公会計化を急ぐことに対する見解並びに現在の取組と効果について	国の示す公会計化の6つの目的のうち、教員の業務負担の軽減、保護者の利便性の向上、徴収・管理業務の効率化、公平性の確保及び給食の安定的な実施・充実の5つについては今回の給食費の無償化によって大きく達成できると考えている。 一方、給食費を含めた学校側の私費会計業務の透明性の確保という点では課題が残っていると認識している。	教育施策推進担当課長

質問議員			質問		答弁概要	備考	
No.	会派	質問者	項目	要旨			
5	日本共産党	垣内 信行	3. 学校給食無償化について	(1)	学校給食無償化を4月に遡及した補正予算としなかった理由について	本区の学校給食費の無償化については、国の無償化に向けた検討が動き出したことを踏まえ、長引く物価高騰による子育て家庭への影響を鑑み、区において先行実施することを決断し、その開始時期を学校現場の事務負担にも十分に考慮に入れた上で、9月からとした。	学務課長
				(2)	学校給食無償化の来年度以降の予算をどうするか及び財政支援を含め都に制度化を求めることについて	学校給食の無償化は、安定的な子育て支援として実施するものであることから、来年度以降も継続して実施していくべきものと考えている。都には、国に対し、学校給食法を改正するとともに、財政措置を講じ、国の負担において学校給食の無償化を進めることを求めるよう、特別区長会が要望することとしている。なお、米購入代への支援に対する財政措置などについては、これまでも都へ要望している。こうしたことから、都に対して、学校給食費無償化に係る財政支援などについて、区として求めることは考えていない。	学務課長 財政課長
6	維新・無所属	ふるぼう 知生	1. 所信表明について	(1)	区長が令和5年度当初予算に副区長の立場で給食費無償化を強く主張しなかった理由及び主張するに至った経緯について	予算審議の際、副区長の立場で無償化を否定してきたわけではない。無償化を実現するためには、多額の予算を追加で確保していく必要があることから、これまで慎重に検討してきた。本年1月、国は「次元の異なる少子化対策」を打ち出し、3月に入って、学校給食費の無償化の検討が動き出したことを踏まえ、3月23日の区長選挙出馬表明記者会見において、長引く物価高騰による子育て家庭への影響を鑑み、区立小中学校の給食費の無償化について、公約の一つとして表明した。そして、区長就任以降、私はこの無償化を早期に実施したいと考え、準備を進め、今定例会において補正予算案を提案した。	学務課長
				(2)	給食費無償化の実施を今年4月からに遡らず9月からの実施としていることについて	給食費無償化の実施時期については、先行区や学校現場の声なども聞き取りつつ、給食費の引き落としや保護者への周知など、学校の事務負担を十分に考慮し、準備の整う最も早いタイミングである9月からとした。	学務課長
				(3)	今年4月あるいはそれ以前から給食費を実質無償化している他区の状況や数について	報道によると、現時点で無償化を実施しているのは8区、今後、実施予定の区は、本区を含め8区である。そのうち5区が9月、2区が10月からの実施を予定し、1区が検討中という状況である。その他の区については、現時点で、無償化を実施する動きはない。	学務課長
				(4)	国に学校給食費の無償化を求める要望をいつ頃どのような形で行うかについて	これまで、学校給食費の無償化に必要な財源措置を国に求めるよう、豊島区として特別区長会に提案し、本年2月、特別区長会の国に対する予算要望案に盛り込まれたところである。今後も引き続き、あらゆる機会を捉え、国に対して、早期に、国の責任において無償化を図るよう求めていく。	学務課長
				(5)	給食費無償化の格差を埋めるための調整を東京都に求めていくことについて	東京都には、国に対して、「学校給食法を改正するとともに、財政措置を講じ、国の負担において学校給食の無償化を進めること」を求めるよう、特別区長会が要望することとしている。なお、米購入代への支援に対する財政措置などについては、これまでも都へ要望している。こうしたことから区として、都に対し、学校給食費の無償化に係る23区間の調整を求めることは考えていない。	学務課長

質問議員			質問		答弁概要	備考	
No.	会派	質問者	項目	要旨			
				(7)	教育におけるウェルビーイングについて	国の第4次教育振興基本計画を踏まえ、豊島区教育委員会では、すべての子どもたちの可能性を引き出し、個人の能力に合わせた深い学び、豊かな心を育む教育、児童・生徒が自己肯定感をもって楽しく学べる環境づくりを推進し、一人ひとりが幸せを実感できる教育の推進することがウェルビーイングの実現であると考えている。	庶務課長
				(8)	児童・生徒や教職員も含めたウェルビーイングの考え方を教育現場にどのように展開していくかについて	教職員自らもウェルビーイングを向上させながら、子供たちにとって、学校が何より楽しく生き生きとさせる場となるようにしていく。また、子供たちには、放課後も含め、生活全体が楽しく幸せなものになるよう、区長部局とも連携しながら、支援の充実を図っていく。 現在、検討を進めている「教育ビジョン」の中でこれらの具体的な教育現場への展開を含めた教育施策を打ち出していきたい。	庶務課長
				(9)	児童数の増加による別棟整備の計画が示された南池袋小学校のその後の状況について	既存校舎の改修工事だけでは普通教室の確保が困難であるため、令和5年第1回定例会子ども文教委員会にて体育館棟の改築による普通教室確保の計画を説明。 その後、プール用地を含め、幅広く検討を重ね、児童・学校の負担等を可能な限り低減させるよう検討を進めている。	学校施設課長 学務課長
				(10)	児童生徒数の増加に伴い、他の小中学校でも教室空間確保の問題が生じる可能性について	直近5年間の児童数の推移をみると、高南小学校、南池袋小学校、朋有小学校区域が突出している。 従って、現時点では、この3校以外の学校においては既存校舎内の改修工事により普通教室の確保が可能であると考えている。	学校施設課長 学務課長
7	無所属元気の会	小林 弘明	2. 睡眠の正しい知識と習慣を身に着ける睡眠教育指導「眠育」について	(1)	豊島区の子ども達の睡眠時間に関するデータについて	本区で学力調査とともに進めている「生活に関する調査」の中で、小学校3年生以上の児童・生徒に、「何時に寝ているか」という質問をし、結果から、小・中学生ともに必要とされる睡眠時間に達していない子供たちが多数いることが分かった。	指導課長
				(2)	小中学校における睡眠に関する取組と実践の成果について	小・中学校では、保健の学習の中で、生活習慣の見直しについて扱っている。正しい睡眠が、健康な体と心を育てることを発達段階に応じて学ぶ。家庭と連携しながら、生活を振り返ることで、自分の生活の見直しを図っている。	指導課長
				(3)	子どもたちの生活習慣やネット依存、寝る前のデジタル機器利用の把握及び今後の指導方針について	「生活に関する調査」において、デジタル機器等の利用状況を把握している。小学校5年生から中学生は、1日3時間以上利用している回答が全体の40%近くになる。 また、タブレットやスマートフォン等の健全利用の指導として、小・中学校では、あらゆる機会を捉えて児童生徒の健康的な生活習慣の確立を図っていく。	指導課長
				(4)	睡眠教育指導に関する今後の方針について	小・中学校の授業や健康診断時の保健指導、日常生活リズム調査の取組等を進め、睡眠を児童・生徒が自らの健康課題とできるよう、指導を続ける。	指導課長

質問議員			質問		答弁概要	備考	
No.	会派	質問者	項目	要旨			
8	公明党	根岸 光洋	5. 教育について	(1)	「部活動地域連携推進協議会」のメンバー及び設立した目的等について	「部活動地域連携推進協議会」は、立教大学スポーツウエルネス学部教授の松尾先生を委員長に、豊島区体育協会、豊島区スポーツ推進委員協議会、中学校長、PTA、としま未来文化財団より委員を選出、区職員も加わって構成している。 協議会設置の目的は、本区において区立中学校部活動の地域連携・地域移行のあり方を検討するにあたり、各分野の関係者の皆様から幅広くご意見を頂戴し、今後策定する部活動改革についての推進計画に反映させること。これにより、地域と連携しながら部活動改革を着実に推進することができると考えている。	放課後対策課長
				(2)	「部活動改革」を「中学生の放課後支援」として取り組む目的について	全ての中学生に充実した放課後をすごしてもらいたいが、現在の中学生の状況は多様である。部活動の支援、居場所づくり、学習支援の3本を一体的に進めることで全ての中学生に適した放課後を充実させたいと考えており、こうした取り組みを教育委員会や地域の支援により進めることで、教員の働き方改革も進めていく。	放課後対策課長
				(3)	外部指導員と部活動指導員による部活動への評価及び部活動改革との関係が今後どうなるかについて	外部指導員及び部活動指導員の登用により部活動顧問教員の負担軽減につながっている。いずれも学校外部からの人材による「地域連携」であり、何より、多様な部活動を維持するための貴重な人材登用であると考えているので、今後もその配置の充実を図っていく。 今後部活動を地域に移行する局面では、地域に様々な種類の部活動の受け皿を担っていただくため、現在の外部指導員・部活動指導員の皆様をお願いするところが大きいと考えている。指導員の皆様のご意見も聞きながら改革を進めていく。	放課後対策課長
				(4)	今後の西巣鴨中学校区域の学校施設の長寿命化計画による改修の実施時期、仮校舎の確保及び学校改築の見通しについての現時点での考えについて	改築を進めていくためには仮校舎が必要不可欠。実現可能な仮校舎の確保に向けた検討を進め、令和8年度に予定している学校施設等長寿命化計画の改定時にはお示ししたい。	学校施設課長
9	維新・無所属	泉谷 つよし	2. マンションについて	(2)	これからのマンションの建設ラッシュにより子どもの数が劇的に増え、普通教室が足りなくなってしまう恐れがあることについて	今後のマンション建設による増加の可能性にも対応できるよう、学区ごとの未就学児童数や区立小学校への進学率による就学児童数の推計とともに、早期のマンション建設予定の収集と就学予測を行うことで教室数の需要予測に継続して努め、子どもたちの学びの環境を確保していく。	学校施設課長、学務課長
10	立憲・れいわ	宮崎 けい子	1. 隣接校選択制について	(1)	区内小中学校の定員・教室の過不足の現状と現在の対応方針について	現在、必要な普通教室について全て配置できている。本区の小中学校には「定員」というものの定めはない。今後も、児童数を推計して教室数の需要予測をたて、数年先の教室確保に向けて転用が可能な諸室を普通教室とする改修工事を実施することなどにより教室確保を進めていく。	学校施設課長 学務課長
				(2)	隣接校に空きがあれば校長の判断で選択を可能とすることについて	学校の選択については、学校教育法施行令第8条により、教育委員会の権限に属することから、法令上、校長の判断で選択を可能とすることはできない。教室に空きがあるという理由で、制限なく、いつでも児童・生徒の受け入れを認めることは、学級編成に支障をきたすだけでなく、これまで培われた学校と地域とのつながりを深める取り組みとの整合性を図ることが困難になる。これまでも個別事情のある方については、指定校変更制度などにより対応しており、今後も丁寧に対応していく。	学務課長

質問議員			質問		答弁概要	備考	
No.	会派	質問者	項目	要旨			
			3. 「にしまる一む」について	(1)	「にしまる一む」の構想、運営事業者の選定、場所の選定を含めた事業設計の経緯及び生徒の意見を聞きながら今後の運用を行うことについて	これまで区内には中学生が放課後に気軽に立ち寄れる居場所がほとんどない状態のため、子ども家庭部と連携して新たな居場所づくりの事業を進めてきた。運営はNPO法人、場所の選定は西池袋中学校からの要望による。生徒たちがこの居場所をどうしていきたいか、十分に意見を聞きながら、空間の形態の在り方も含め、よりよい居場所にしていく。	放課後対策課長
			4. 池袋幼稚園と池袋第五保育園の複合施設について	(1)	池袋幼稚園舎工事中に同じ敷地内で園生活を送る園児への工事音や安全面の問題及び残りの園生活が工事期間で終わることの影響について	解体等の大きな工事音が想定される作業については、可能な限り園児がいない時間帯に行く。また、池袋幼稚園は1階と2階とで入り口が分かれていることもあり、施工業者と園児の動線を明確に分けることで、園児の安全を確保できると考えている。令和5年度には、現在園児がいない2階部分の工事を4か月間行い、令和6年度は、園児を2階に移し、1階部分を6か月間行う予定となっている。従って工事開始以降、全ての期間が工事期間となるわけではないが、池袋第五保育園、近隣の私立幼稚園、池袋小学校との外部交流を多く実施するなど、工事による影響が少しでも軽減できるように工夫をしていく。	教育施策推進担当課長 施設整備課長 学校施設課長
				(2)	みらい館大明及びその敷地を仮園舎として使用する考えがあったか及びこれらを検討することについて	園児が通園をしながら改修工事が可能であるため、これまで仮園舎の検討はしておらず、今後も予定はない。	教育施策推進担当課長 学校施設課長
				(3)	一部の改修工事でなく解体改築を行い、一つの認定こども園として再整備することについて	豊島区教育ビジョン2019の重点の取組みとして、幼保一体での「認定こども園」をできる限り早い時期での開設を目指してきた。 そして昨年10月、池袋幼稚園について、スペースに空きのある既存の幼稚園舎を有効活用しながら、近隣の区立保育園との分園型の認定こども園を設置することを決定した。将来的な再整備も考えているが、このエリアでの再整備については、みらい館大明や池袋図書館、池袋第二公園などの公共施設が集積しており、様々なまちづくりの課題解決をはかる必要があるため、相応の時間が必要であると考えている。	教育施策推進担当課長 学校施設課長
11	立憲・れいわ	西崎 ふうか	2. 不登校対策について	(1)	不登校であるにもかかわらず学校内外の専門機関等で相談や指導を受けていない児童・生徒や保護者に対し、どのようにアウトリーチして繋がっていくかについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校内外の専門機関と関わっていない不登校児童・生徒には、主に学級担任が、本人とコミュニケーションを取れるよう電話やタブレット等での連絡を行っている。</li> <li>・放課後に本人が登校できる場合には、担任や養護教諭、学校内の専門家であるスクールカウンセラーと顔を合わせて話をする時間を設け、関係構築を図っている。</li> <li>・子どもの状況により、教育センターのスクールソーシャルワーカーや適応指導教室、子ども家庭支援センター、児童相談所、医療機関や民間施設へ繋げる等、アウトリーチによる支援に努めている。</li> <li>・今後も担任が一人でも対応を抱えることなく、学校内外の専門機関との連携を進める。</li> </ul>	指導課長
				(2)	フリースクールや東京都の調査協力金の受け取りができることに対し、どのように案内しているかについて	これまでは、スクールソーシャルワーカーが近隣のフリースクールを訪問するなどして実態把握に努め、児童生徒の状況に応じて、フリースクールを案内してきている。また、ご指摘の東京都教育委員会の事業については、5月1日付で各小・中学校に通知し、不登校状態にあると認められる全ての児童生徒に配付するように案内している。	教育センター所長



質問議員			質問		答弁概要	備考
No.	会派	質問者	項目	要旨		
				(3) 豊島区不登校対策委員会での現時点における不登校特例校設置に関する議論の進捗状況と今後の予定について	<p>豊島区の不登校対策委員会において、今年度は「不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保について」をテーマに検討を開始しており、文部科学省が令和5年3月に通知した「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について」や「COCOLOプラン」も参考に、居場所についての議論を深めたいと考えている。</p> <p>不登校特例校については、不登校対策の選択肢の一つと捉えており、他区市の不登校特例校を視察する等、実態調査をしており、委員会へ報告しながら、得られた成果や課題を基に今後も研究していく。</p>	教育センター所長

## 子ども文教委員会審査案件

(令和5年7月3日)

- 1 第29号議案 こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例
- 2 5請願第2号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施延期を国に要望することを求める請願

## 子ども文教委員会報告事項

(令和5年7月3日)

- 1 令和5年度（4月1日）の保育施設の入園状況について
- 2 区立保育園における医療的ケア児の受入れ方針について
- 3 区立保育園における紙おむつサブスクサービスの実施について
- 4 健康プラザとしまガラス破損に伴う対応状況について
- 5 ふるさと納税の推進について
- 6 としま子どもの権利相談室の開設について
- 7 施設措置費支払事務に関わる共同処理組織の設置について
- 8 豊島区教育ビジョン 2024（豊島区教育振興基本計画）の策定について
- 9 区立小・中学校における学校給食費の無償化について
- 10 給食停止期間中の保護者負担軽減について
- 11 令和5年度 区立幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒数及び学級数について
- 12 令和5年度 移動教室・修学旅行の実施について
- 13 中学生の放課後支援について
- 14 水泳授業の外部化等について
- 15 南池袋小学校別棟の整備について
- 16 令和4年度教育センター活動記録について